

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市善導寺町島1043番地2

名 称 有限会社荒巻商店

氏 名 代表取締役 荒巻 政広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 大 久 保 勉



許 可 番 号	第 1002 号
許 可 の 期 間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日
事 業 の 範 囲	裏面のとおり
許 可 の 区 域	久留米市(田主丸町、北野町を除く。)、田主丸町及び北野町の区域
区域を所管する 事務所の所在地	裏面のとおり
許 可 の 条 件	1 運搬に当たっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。 2 各許可区域内で収集した一般廃棄物は、裏面に記載する搬入先施設に搬入すること。 3 各許可区域外で収集した廃棄物は、裏面に記載する搬入先施設に搬入しないこと。
許可の更新又は 変更の状況	令和 2年 4月 1日 更新許可

(裏面)

許可の区域	久留米市（田主丸町、北野町を除く。）の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市善導寺町島1040番地3 レンタルルーム善導寺108号室	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	空カン・空ビン及びペットボトル
	事業系一般廃棄物に限る。	
搬入先施設名称	上津クリーンセンター及び 宮ノ陣クリーンセンター	宮ノ陣クリーンセンター

許可の区域	田主丸町の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市田主丸町以真恵791番地3	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	
	事業系一般廃棄物に限る。	
搬入先施設名称	うきは久留米環境施設組合 (耳納クリーンステーション)	

許可の区域	北野町の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市北野町大城字日比生1070番	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	
	事業系一般廃棄物に限る。	
搬入先施設名称	甘木・朝倉・三井環境施設組合 (サン・ポート)	